



1. 2022年税負担軽減法

エネルギー関連での急激な価格高騰に対し、連邦政府は2022年税負担軽減法草案を提出しました。この法案では以下の措置が予定されています。

- 所得税確定申告における基礎控除額が従来より363ユーロ引き上げられ、10,347ユーロとなります（合算申告では20,694ユーロ）。これは2022年の所得税確定申告において、単身養育者では最大69ユーロ、合算申告では最大138ユーロの節税に繋がります。
- 被雇用者の経費一律控除額が2022年以降、従来の1,000ユーロから1,200ユーロへ引き上げられます。
- 2024年からの適用を予定していた通勤一律控除額の引き上げが、2022年から適用されることになりました。これにより通勤距離21km以上の毎kmにつき0.38ユーロが控除可能となります。

上記の変更は2022年1月1日まで遡及して適用されます。基礎控除額および被雇用者一律控除額の引き上げに応じて賃金税も変更となるため、2022年に源泉徴収済みの賃金税は、その後の給与計算の枠内で修正されます。

2. 最低賃金およびミニジョブ限度額の引き上げ

2022年には既に、下記の通り2回にわたる最低賃金引き上げが予定されていました。

- 2022年1月1日以降 9.82ユーロ
 - 2022年7月1日以降 10.45ユーロ
- （どちらもグロスでの時給）

今般、2022年10月1日からはさらに12ユーロへの引き上げが予定されています。

これまで最低賃金引き上げの際には、少額賃金での雇用（いわゆるミニジョブ）の給与が収入限度額の月450ユーロを超えないよう、賃金引き上げに応じて就業時間を減らすなどの調整を行わなければなりません。しかし2022年10月1日以降は、ミニジョブの収入限度額が最低賃金の引き上げに合わせて変更されます。この際の限度額は、最低賃金規則に基づき週10時間の就業を基準として設定されます。これに基づき、2022年10月以降はミニジョブの収入限度額が、従来の月450ユーロから月520ユーロに変更となります。

また、これに関連して2022年10月1日以降、ミニジョブから通常雇用の間にある、いわゆる「ミディジョブ」の収入限度額が月1,300ユーロから月1,600ユーロに引き上げられます。

これまで社会保険加入義務があった月収450.01ユーロから520ユーロまでの従業員には特別ルールが適用され、引き続き2023年12月31日まで社会保険加入義務が課せられます。

また、ミニジョブの月収が予期せず限度額を超えてしまう場合、どこまでが許容範囲として認められるのかについても法律で定められています。例として、病欠した同僚の代理勤務により一時的に就業時間が増えてしまう場合などがこれにあたります。このような予期できないケースにおいては、12か月の間で月収限度額を超えるのが2か月以下であればミニジョブの枠内に収まるとされています。つまり暦年で考えた場合、年間最大で14か月分までの給与であれば、問題となりません。

3. 家庭用サービス・家庭内での技術的サービスへの減税

EUならびに欧州経済領域内における、一般家庭で発生した維持費用・リノベーション費用・リニューアル費用、および家庭に付属する土地の整備費用については税額控除が認められています。具体的には以下の費用のうち20%が減税対象となります。

サービス内容	年間限度額
家庭用サービス 例) 住居の清掃、芝生や垣根など庭の手入れ、ペットの世話、介護や育児手伝い（親族による場合も対象とする）、介護施設費用	4,000ユーロ
技術的サービス 専門技術者による維持・リニューアルおよび拡張、庭造り、暖房やキッチン用機具の修理および管理、煙突掃除	1,200ユーロ

所得税法35a条によれば、この減税は家庭内でのサービスに限定されています。この場合の「家庭」には物理的に距離が離れている場所（第2住居、週末や休暇用の住居など）も含まれており、隣接する公共の土地など、敷地の境界を越えた土地へのサービスも対象となります。つまり自身が所有する土地に隣接する歩道の清掃および雪かき費用なども控除の対象となりますが、これに対し公共の車道へのサービス費用や行政に支払う道路清掃費用は対象となりません。なお、ここでの「家庭内」とは必ずしも実際に居住していることを指すわけではありません。つまり別の住居へ引っ越し場合、引っ越しサービスにかかる費用や「新しい」住居に関わるサービス費用だけではなく、例えばこれまで利用していた住居のリノベーション費用なども考慮することが可能です。

この減税は住居の所有者および共同所有者だけでなく、入居者も対象となります。その際、家賃や共益費の一部としてこれらのサービス費用が支払われていることが前提条件となります。入居者ごとの費用負担割合は、年末に発行される年間サービス料の請求書や、貸主や管理人が発行する書面によって証明する必要があります。

減税対象とならないものには、新築住居の施工における技術的サービスなどがありますが、新築住居に関わる費用であっても、あとから屋根裏に新たなスペースをつくる場合や（利用・居住スペースの拡大）や、ガレージやサンルーム、テラス屋根などを後付けで設置する場合、あるいは新たに庭を造る、柵・小道を施工する場合などは新築住居の施行における技術的サービスとは見なされず、減税対象になりません。

減税の前提条件としてはとりわけ、請求書があること、内金払いなどを含む支払いがキャッシュレスで（サービス提供者の口座への送金）支払われていることが挙げられます。

減税対象年度の判断については、原則として支払いを行った日付が基準となります。

4. 自宅の仕事部屋に関する控除前提条件の変更

自宅の仕事部屋にかかる費用は、下記の条件を満たす場合に限り経費として控除可能です。

- 自宅のほかに業務を行える場所がない場合（最大1,250ユーロまで）
- 自宅の仕事部屋が業務の中心である場合（限度額無し）

このたび連邦財務裁判所は、自宅の仕事部屋に関する控除前提条件として、自宅の仕事部屋が実際の業務に必要なか否かは問わないとの判決を下しました。

争点となった判決にて裁判所は、客室乗務員の自宅にある仕事部屋にかかった費用1,250ユーロを経費として認めました。客室乗務員が自宅の仕事部屋で業務を行う割合は全体の業務のうち僅かなものであり、実際にはその仕事部屋に限らずキッチンやダイニングなど他の部屋で業務を行うことが可能でした。しかしこの点は控除の可否判断に影響しませんでした。

裁判所は経費控除の可否判断において、その費用が収入を得るために必要だったという事実のみで控除条件は満たされるとしています。ただし自宅の仕事部屋を経費として考慮する場合は、その部屋が原則として業務上の目的のみに利用されているという点に留意する必要があります。

5. 税金の追徴・還付にかかる月利の引き下げ

連邦憲法裁判所は昨年、個人所得税・法人税・事業税および売上税の追徴・還付にかかる月利0.5%（いわゆる完全利息）が違憲であるとの判断を下しました。

これに基づいた連邦政府は改正法を発表によると、完全利息における月利0.5%は2019年1月1日まで遡及して0.15%まで引き下げられることとなります（年間1.8%）。また、この利率に関しては3年毎、または遅くとも2026年1月1日には適正性が精査されることになっています。

この利率に関する新規則は、完全利息が適用されていたすべての税に適用されます。支払期限前に納付した追徴利息については免除が法的に規定されており、これは地方自治体が管理する事業税にも適用されます。



ご質問等ございましたら、下記のJapanese Deskにご相談ください。
この情報によって生じたあらゆる損害に対していかなる責任も負いません。
又、当ニュースレターの情報は個別のご相談に代わるものではありません。

Wedding & Partner Steuerberatungsgesellschaft mbH
Börsenstraße 15, 60313 Frankfurt am Main
Telefon: (069) 297031-0, Fax: (069) 29703130
E-Mail: japanesedesk@wedding-partner.de
Web: www.wedding-partner.de